

大学における研究所に関する
調査研究報告書

昭和49年 6 月

国立大学協会
研究所特別委員会

大学における研究所に関する調査研究報告書

目 次

1. まえがき	(5)
2. わが国の研究体制における研究所の意義	(7)
(1) 研究機関の任務の分担	(8)
(ア) 大学以外の研究機関	(8)
(イ) 大学における研究	(8)
(2) 大学の附置研究所の意義	(9)
(3) 大学教員が一時的に研究に専念する場所としての研究所 あるいは研究施設	(11)
(4) 共同利用研究所の意義	(13)
(ア) 共同利用研究所設置の理由と意義	(13)
(イ) 共同利用研究所の機能発揮のための必要条件	(14)
3. 附置研究所と学部との協力	(16)
(1) 研究協力の意義と方法	(17)
(2) 教育協力の意義と方法	(18)
(3) 人事交流について	(19)
4. 大学院教育に対する附置研究所の在り方	(19)
5. 研究交流の意義と方法	(21)
(1) 研究交流の意義	(21)
(2) 研究交流のために改善すべき事項	(22)
(ア) 国際交流	(22)
(イ) 国内の研究機関及び研究者との研究協力	(23)

(7) 学問領域の異なる研究機関及び研究者との研究協力……(24)

6. 研究所の機能向上のための重点項目……(24)

(1) 研究所の専門分野あるいは部門の更新……(24)

(2) 大型・新鋭研究設備の新営・更新の促進……(25)

(3) 高度の専門技術職員の確保……(25)

(4) 研究補助員の画期的増員……(26)

研 究 所 特 別 委 員 会 名 簿

(昭和49年5月1日現在)

委 員 長	加 藤 陸奥雄	東 北 大
委 員	丹 羽 貴知蔵	北 海 道 大
〃	林 健太郎	東 京 大
〃	相 磯 和 嘉	千 葉 大
〃	藤 岡 由 夫	山 梨 大
〃	岡 本 道 雄	京 都 大
〃	戸 田 義 郎	神 戸 大
〃	谷 口 澄 夫	岡 山 大
〃	池 田 数 好	九 州 大

専門委員(主査)	鈴 木 弘	東 京 大 教 授
〃	荒 松 雄	〃
〃	積 田 亨	〃
〃	河 田 幸 三	〃
〃	尾 崎 萃	東 京 工 大 教 授
〃	山 田 秀 雄	一 橋 大 教 授

- (註) (1) 和達清夫前埼玉大学長は昭和47年8月5日まで、
加藤一郎前東京大学長は昭和48年3月31日まで、加
藤六美前東京工業大学長は昭和48年10月23日まで、
また前田敏男前京都大学長は昭和48年12月15日まで
それぞれ委員として在任。
- (2) 山田勇専門委員(前一橋大学教授)は昭和47年4
月25日まで在任。宮木高明専門委員(千葉大学教授)
は昭和49年1月9日急逝された。また柿内賢信専門
委員(前東京大学教授)は昭和49年3月31日まで在
任。

大学における研究所に関する調査研究報告書

1. ま え が き

国立大学協会内に設けられた大学運営協議会はさきに“大学問題に関する調査研究報告書”（昭和46年6月）を公けにした。そこでは「大学の研究と教育」という章を設けて、大学における「研究所に関する問題」にも言及している。

このように、本協会においても、研究所に対する関心を持ちその調査研究の努力を行ってはきたが、上記報告書は、大学問題全般にわたる広範な事項を対象としたため、研究所についての詳細な検討を行うことはできなかった。すなわち、①大学における教員の研究組織と教員及び学生の教育・学習の組織との分離と、②附置研究所と大学院とを国立大学研究院として統合することの両提案をきわめて概論的な形で述べるにとどまっている。このままでは、研究所に対して期待する機能を明確に理解することは不可能であり、また、教育・管理等の諸問題に関する提案に比して調査検討が簡単に過ぎるとの批判がある。

他に、学術会議に設けられた共同利用研究所小委員会の調査報告が公表されており、そこでは研究所問題の一面については詳細な検討も行われているが、共同利用問題の基本方針に重点が置かれていて、当然のことながら、附置研究所問題の全般にわたっての検討はなされていない。

本協会の外において大学問題に関する調査研究もしくは改革案の発表されたものは、このほかにも少なくないが、それらのほとんどすべてにおいては、学部段階の教育に最も重点が置かれ、研究についても、現在学部教員の置かれている研究上の環境を改善するための諸条件の調査検討が主なる内容となっている。したがって、研究所について取上げている場合にも、現在の学部の研究条件の改善をはかる手段として研究所と名づけた組織を利用する方向からの検討に主眼が置かれ、大学内に本来の意味の研究所を包括することの意義と、研究所の設置目的に沿ってその機能

を発揚するための諸方策とについての調査検討が行われている例はない。このような問題の把握の方向と、本来あるべき研究所の実態との間には、なお大きな間隙があるといわなければならない。

大学附置研究所は、戦後急激にその数を増して、現在23の国立大学に75の附置研究所があり、さらに学術会議が設置を勧告しているものは30余の多数に及んでいる。このように、大学に研究所を設置することは時代の要求する必然性に基づくものである。また、現在設置されている附置研究所においては、特定分野における集中的・継続的な研究、あるいは特定の研究課題についての協同研究等が活発に行われており、学術の水準を高めてゆくために研究所の果たす役割は大きいものがある。したがって、大学における研究所それ自体の役割とその研究活動を一層有効にする方策とを取上げて調査研究する必要がある。

今次の調査研究は上述の理由により行われたものであるが、その実施に際しては下記の諸条項を基本方針として採択した。

- a) 研究所に関するあらゆる問題を網羅的に取上げ、その基本的理念と具体的施策との両面から検討しつくすことは、限られた時間内には不可能に近いと考えられる。したがって、当面及び近い将来における研究所に関する重要問題と判断される問題のみを選んで取上げて分析し、それに基づく結論あるいは提案を導く。
- b) 上にいう研究所に関する重要問題とは、研究所の内部からの発想もしくは要求のみを意味するものではない。社会からの、また大学内にあっても研究所外からのそれをも汲み上げて、研究所内外のすべての視点から問題を抽出すべきことはいうまでもない。このことを基本方針の一つとする。

しかしながら、最近の大学改革の諸提案中の研究所に関する提案は、そのほとんどが研究所の外部からの見解を主としたものであって、研究所の実態への十分な調査を経ることなしに観念的な認識を出発点として行われており、学術の発展進歩のために研究所が担っている責任と、その責任を果たすために研究所という組織体が有する必然的あるいは内在的な特質への配慮が十分であったとはいえないものが多かった。

したがって、今回の調査研究に際しては、研究所に対する外からの要望は十分考慮しながらも、研究所の特質への理解に欠けるところがないよう意を用いることにも力を注いだ。

- c) 研究所のあり方については、画一的に規定することなく、研究所の設置目的と学問領域との特質に応じて最適のあり方を求めるのが研究所設置の本質的要求を満すものと考えられるので、むしろ、多様化の可能性を認容することを基本方針とする。

研究所はその設置目的・組織原理・規模・運営の実態のいずれの見地からみてもきわめて多様である。学部についても、大学によりあるいは専門によって差異はあるが、規格的あるいは類型的な条件が少なくない。しかし、研究所の設置目的と組織原理には、標準あるいは規格の如き規範はほとんどない。したがって、全研究所に共通な重要問題であっても、その問題について各研究所における実状と理想もまた多様である。しかも、国立大学80の中で研究所を附置するものは23大学に過ぎず、研究所を持たない大学の方が多く、そのうえ、1大学で14研究所を附置するものさえあり、各大学の研究所へのかかわり方もまた多様である。

このような実情を十分考慮し、画一化によって新たに生じる不都合を避けるため、多様性を許容する方向を基本とする。

- d) 改革あるいは改善のための現状の変革の範囲が大学自体の権限を越える可能性が予想されるが、これについては、必ずしも現行の法規・規定等を限界とは考えず、国立大学協会として文部省に要望し、あるいは世論に訴えるべき事項も含めて検討するものとする。

2. わが国の研究体制における研究所の意義

人類文化の発展に積極的に寄与し得ると考えられる重要な学術上の課題について組織的かつ基礎的に研究を行うところに、大学における研究所の意義がある。

研究所には各種の設置形態のものがあるが、文部省管下の大学附置研究所及び直轄研究所は、最も基礎的な研究を行うものであるという点ではほぼ共通の性格を有

しており、わが国の学術の発展のための研究を行い、大学の学部における研究と相俟って学術の発展を推進する主役としての役割を果たしている。その他にも、国公立試験研究機関、企業の研究機関等があり、主として応用的分野での研究を活発に行っているが、これらは設置目的が異なるため、一般的にいて大学の研究との間には差異がある。したがって学術の基本的・基礎的な発展進歩をはかるためには、多くの場合大学に附置研究所を設置して研究を行うことは不可避なものとなっている。

(1) 研究機関の任務の分担

(ア) 大学以外の研究機関

各省庁の研究所には、規模が大きく施設・人員ともに有力なものも少なくないが、その省庁の行政目的の達成の手段として設置されているので、基礎科学の領域における研究よりは応用分野の領域における研究を目的とするものが主力をなしている。そのうち、文部省管下の研究所は、学術・文化の発展を目的として設立されているものが大部分であるから、それらについては大学の研究所の範疇に入れてあり方を考えるのが適当であろう。

地方自治体の研究機関には工業・農業関係等産業関係や保健衛生関係のものが多く、いずれもその地域内の産業・経済・民生に関する行政目的の達成・補助の手段として設置されていて、学術の基礎的研究を主任務とするものでないことはいうまでもない。

民間企業の研究所も多数あり、近時ますますその規模が拡大し、設備の面でも高度かつ大規模なものとなり、その研究課題と研究の陣容においても基礎科学の分野に向って伸長して来ている。しかし、その任務はあくまで企業目的の達成にあって、そこでは主として実用上の効果を目標とする応用研究と実用に直結する開発研究とが主として行われている。

(イ) 大学における研究

上記の諸研究機関が社会と時代との要請に強く影響を受ける条件におかれ、国

・自治体・企業等の設定する目的に沿って応用研究・開発研究などを行うのに対比されるべきものが、大学における研究である。

大学において行われる研究は、文化水準の高揚の重要な要素となり、人類社会の福祉に貢献することを目的としているが、直接的あるいは実用上の目的にそのまま直結して行われるものではなく、あくまで学術それ自体とその応用面における学術的研究である。時の社会情勢・政府権力その他の政策・方針等に直接左右されることなく、しかも学問研究の自由の立場に立って時代の進展を反映しつつ真理の探究を行うところに大学の研究の特徴があり、また、真に学術の発展が保障されるためにはこの原則が守られなければならない。

この学問研究の自由は、現状では、大学以外においては大学と同程度には保障されていない。したがって、学術の進歩発展を目的とする基礎的研究は、その規模の如何にかかわらず自主性の保障されている大学において行うのが最も適切である。

(2) 大学の附置研究所の意義

大学の任務が研究と教育とにあることは広く認められている。すなわち、大学は、全体として研究機関であるとともに、それに裏づけされた教育を行うことを任務としている。したがって、大学における教育は、研究の第一線にある研究者によって行われるところに大きな意味がある。その意味では、研究と教育との両者がすべての教員の個人の任務であり、したがって、この両任務を達成するための制度もまた保障されなければならないとの結論につながる。

一方、大学が学術の創造的研究を行い、教育活動を通じて文化の伝承を行うことを、組織体としての大学の研究と教育との任務としてとらえる考え方もある。この考え方は、研究と教育との調和は教員個人ではなく大学として実現するという立場をとっており、構成員の任務の分担を許容し、したがって個々の教員のすべてに研究と教育との両任務の均衡を必ずしも期待していない。

上記の両論があるが、科学の進歩と大学教育の大衆化という現状のもとでは、あ

る場合には、研究と教育との両者を個人の責任で実施することが困難となるのは避けられない。これに対処するため、大学として研究と教育との調和を保つための努力が諸種の形で行われているが、附置研究所の設置充実も、その一つの重点的施策である。これらの方策は、大学の進歩発展にともなって生れてきた必然性を持つものであって、問題によっては研究を主任務とする研究所を設けることが、学部における研究体制の充実とならんで大学にとり必要不可欠の要求となってきたといえるのである。

上記のような大学の研究と教育との両任務、——ともに重要であり、しかも両立させるためには多くの実際上の問題を解決しなければならないが——この両任務の接点上に、附置研究所に関連ある諸問題が存在しているのである。

このように、大学の本来の任務を達成するために、学問分野によっては、最近の研究の進展に応じて研究所を設けることが不可欠の要件となってきたが、研究所を大学に置いた場合には、多数のすぐれた研究者を擁する大学社会の一部として位置付けられることから、有能な研究者の確保が容易であることと、伝統的に大学に容認されている研究の自由の保障があることの両条件が有利に機能して、研究を最も有効に発展させ得るという実際上の長所があることも忘れてはならない。

なお、大学に附置研究所を設置することが、研究のため必要、あるいは研究の進展に寄与する種々の場合があり得るが、主要なものとしては、下記のようなものが考えられる。

i) 学術の進歩にともない、既存の教育組織のままで研究組織として機能すること
が不適当な場合が生じた。すなわち、大学の学科は学部教育の目的に従って組織され、講座もまた学部教育のために必要な基本的専門で構成されている。したがって、

a) 学術の第一線の研究が専門化し、講座中に包含されていない専門領域における研究が行われ、しかも重視されるようになった。これについては、学部内の講座の増設や学部再編成で対処し得るものもあり、また事実上は必ずしも講座の枠に縛られず研究テーマを選定する場合もあるが、教育組織としての目的を

維持するために、その改編には限度があり、それを越える場合には研究所として教育組織とは別の目的に従って組織するのが適切である。

b) 学問分化の修正もしくは総合化の必要が生じて、境界領域の研究の重要性が高まった。このことは、講座の枠を越え、また場合によっては学科・学部の枠をも越えている。これに対処するには、学部内でプロジェクトチームを組むなどの方法も場合によっては効果的であるが、研究所を新しく組織して研究することが本格的対策となる場合が多い。

ii) 大型プロジェクトやビッグサイエンスの分野での研究、あるいは一つの地域を全面的に対象とする研究などが行われるようになり、広い範囲の専門の研究者を結集して、各方面から、しかも相当の長期間にわたって総合的に研究を進めることが、社会的にもまた近代科学のあり方からしても強い要望となってあらわれてきた。このことは、在来の大学にはなかった新しい研究組織を必要とするので、その目的に応じ研究所を創設しなければならない。

iii) 大型の実験設備が必要不可欠の研究分野が生じて来た。その設備と運営とは、大学の学科講座等の規模を越える大規模のものであり、また研究を効率的に行うためには、研究に専念する研究者に使用させることが必要となった。

したがって、大型研究設備を中心として研究所を設置し、専任の研究者を中心として共同利用を行うことが行われるようになってきたのである。

iv) 実験・観測・調査等を長期間にわたって継続して行うことが研究上欠くことのできない要件であり、しかも、その手法と内容とが学問的に高度である上に、さらに多人数を要し、一つの組織体として計画的に実施することが必要となった分野がある。このような場合には、研究所を組織して研究を行うのが最も効果的である。

(3) 大学教員が一時的に研究に専念する場所としての〔研究所〕*あるいは〔研究施設〕*

* 注〔 〕内の研究所・研究センター及び研究施設は現在の予算上のそれとは別の新しい概念のものである。

学部教育を担当する教員の教育任務に関する業務は、最近とくに増大してきている。また、他面、学術の発展速度が逐年高まり、大学における教育の裏づけとなる学術の最前線の研究を行うためには、ますます多くの努力が要請される状況となっている。この両面の要求に大学として応えるためには、大学教員の勤務に数年毎に研究に専念し得る期間を設けるか、あるいは常時教育の場とは別に研究に専念し得る場所を提供する制度を創設することが種々の機会に提案されている。本委員会としても、研究所とは別の機関としてその実現を強く要望するものである。

いわゆる大学紛争を契機として各方面から提唱された大学の改革案中には、これらの場合における学部教員の研究専念の場所としての〔研究所〕の新設、あるいは既存の研究所の利用を提案しているものもある。しかしながら、これらの諸提案中にいう〔研究所〕はむしろ〔研究センター〕あるいは〔研究施設〕というべきものであって、現在の研究所の目的とするところとは性格を全く異にする。したがって本委員会としては研究所とは区別して、前記目的に適した〔研究センター〕あるいは〔研究施設〕について調査研究が行われることを提案する。研究所とは区別して提案する理由は下記の通りである。

- i) 研究所は、特定の目的に向って最も活発に研究活動を行うべき場所であって、その構成員は、機関としての目的意識をもって研究に従事しなければならない。したがって、機関としての研究所の研究目的と関係なく、個人の方針にのみ従って研究を行うものを受入れることは、研究所の活動に必ずしもプラスとならず、多くの場合、研究者をこのような形で受入れることは適当でない。
- ii) 研究所における研究の多くは、その準備に数年を要し、したがって研究の計画から完了までに5～10年かかるものも少なくない。この事情は、自然科学系の研究ではとくに顕著であるが、人文・社会科学系においても同様である。研究所外の教員が短期間研究所に移り、個人の独自の計画に従って研究をしても、研究所の研究への寄与は必ずしも十分には期待し得ない。とくに、複数の専門分野が協力して遂行する協同研究の場合には、準備期からの密接な協力が前提であって、研究者を計画的に集めて研究態勢を組む必要があり、短期間の臨時の客員のみによ

る寄合所帯では、実効は期待し得ないことが多い。

iii) 研究環境の整備は、年月を必要とするものであって、専任者として努力を継続してはじめて実現し得る性格のものが多い。したがって、短期間のみ研究所に移って研究の実効をあげ得る専門分野は少ない。

以上の理由により、大学の教員が一時的に個人の研究に専念するための受入れ方法としては、研究所とは別の機関を設けるべきであり、まず、それについての調査研究が行われることを提案する。

(4) 共同利用研究所の意義

戦後、共同利用研究所が設置され、その後、次第にその数も増加してきている。また、学術会議が設立を勧告した研究所も30余の多数に及んでいるが、それらは、ほとんどすべて共同利用研究所として設立されることを要望しているものと考えられる。このように、共同利用研究所が年を追って増加し、しかも、将来は、研究所中でのその比率は高まる傾向にあるので、わが国の学術研究体制の上からも、また大学における研究体制の上からも、共同利用研究所の意義を分析検討して、将来のあるべき姿を明らかにすることに備えなければならない。

なお、現存の共同利用研究所の大多数は大学に附置されていて、最近創設された“高エネルギー物理学研究所”“国文学研究資料館”等少数の研究所のみが大学附置でない独立の研究所の形をとっている。大学附置と独立との設置形態にはそれぞれ長短があるはずであるが、両者が理想的な形で実現した場合を想定して比較することは実際的とはいえない。現在の日本の社会環境の中で、また大学をめぐる現実的諸条件の中で、設立の理念がいかに実現しているかを確めて、はじめて両形式の比較は意味を持ち得る。しかし、“高エネルギー物理学研究所”や“国文学研究資料館”がなお設立途上にある現時点では、この比較を行うのは、時期尚早といわなければならない。したがって、本報告では、この点に関する調査分析は将来に譲ることとし、両設置形態を包括して共同利用研究所の意義について調査検討する。

(ア) 共同利用の研究所が設けられるに至った理由と意義とは、要約すれば次の通り

である。

i) 近年における科学の進歩発達とともに生じた科学研究の規模の大型化

a) 研究のためにきわめて大型の研究設備を要するもの、と

b) 研究のために多数の研究者の協力と多額の予算とを要するものなどが生じて来た。

設備と運営との予算が在来の研究予算に比較してはなはだしく大きいため、2個所以上に設置することが不可能であるばかりでなく、1個所に集中してその内容を充実することが、研究を最も効果的とする。しかも、その設備が高度のものであるため、単なる共同利用の施設とすることなく、専任の研究者を配属して効率的に研究を行うために、共同利用研究所とする必要がある。

ii) また、科学の進歩発展にともない、従来の専門別の研究体制では対応し得ない領域が現れてきた。その結果、多数の専門分野にまたがる総合研究や種々の専門分野間の境界領域の研究を行うことが必要となってきた。これらの研究においてはいずれも、全国からの適任者を1個所に集めて研究を遂行するのが最も効果的である。

iii) 共同利用研究所として、その利用を一大学にのみ限定しない運営の方式を採用すれば、その専門分野における全国の研究者の密接な連繋と交流とを実現することが可能である。しかも、その分野の適当な研究施設を持たない大学の研究者にも、研究の場を提供することができる。

(イ) 共同利用研究所の機能発揮のための必要条件

上記のように、近代科学における研究実施のためには、共同利用研究所の意義は大きいが、その意義を十分に実現して共同利用研究所の機能を発揮するためには、以下に列挙する諸条件が前提であり、それらが保障されなければならない。

i) 研究の自由と運営の自治の保障

共同利用研究所において行われる研究は、それが大学附置でない場合においても大学の研究の拡張伸展であるから、現在の大学制度のなかで伝統的に認められている研究の自由と自治の保障がなければならない。したがって、大学附置

でない場合には、この保障を確保し得る法的な条件を確立しなければならない。

- ii) 研究の自由の具体的前提として研究者の身分保障を確立することが肝要であり、大学附置でない場合にも、大学と同水準の身分保障を実現する手段として、教育公務員と同等の諸条件を確保しなければならない。
- iii) 大学附置でない場合も、大学との人事交流を円滑に行い得るよう制度的に保障すべきである。共同利用研究所は、もともと、大学における基礎研究の一部を最も効果的に行うために設置されたものであり、また、全大学人の中から適した研究者がその施設を利用して研究に当たるべきものである。したがって、任意の大学との間の人事交流が、必要に応じて円滑に行えることが共同利用研究所の基本的前提の一つである。
- iv) 大学附置の場合は、大学院教育を分担しているが、大学附置でない場合も、大学院の教育を行い得るよう、制度的に保障すべきである。

共同利用研究所は、科学の発展進歩のために必要欠くべからざる特定の分野における国内の唯一の研究所であり、しかも最も有力な研究施設を具備している。このことは、その分野における次の世代の研究者の養成のために除外することのできない場所であることをも意味するものである。したがって、大学附置でない場合にも、大学院の教育に関与し得るよう、何らかの措置をとらなければならない。

- v) 大学附置の場合、当該研究所の運営、大学の一部局として附置されている大学全体の管理運営へのかかわりの両面において、附置大学の自治と調和を保つべきことはいうまでもない。共同利用の制度の趣旨に沿い全国的な学界の意向を研究所の運営に反映させるため、共同利用施設の運営の大綱について所長の諮問に応じて意見を述べる道が開かれていることと、上述の如く附置された大学の自治との調和を保つこととの、両要件が満されるように慎重に配慮することが大学附置共同利用研究所の機能を発揮させるための不可欠な前提要件である。

3. 附置研究所と学部との協力

(大学として総合的機能の高揚を目的として)

大学附置研究所が、戦後急激にその数を増し、さらに学術会議が設置を勧告している30余に及ぶ研究所の中にも、附置研究所とすべき可能性のあるものも多い。このように、大学に附置研究所を設置することは、科学の進展と大学の実情との両条件のもとにおいて、大学の使命を達成するためにとられてきた必然的な方策であった。

大学に課せられた研究の使命を科学の急激な進歩に応じながら達成するためには、大学に研究所を設置する必要のあることはすでに述べたが(2—2) 大学の附置研究所の意義)、従来の大学組織にはなかった研究所を新たに設置したために、学部は何らかの影響を及ぼす場合もあり得るであろう。したがって、学部・研究所の両者を総合して、全体として大学の機能をさらに高めるための検討を行うことは、きわめて必要な措置である。

この問題、すなわち学部と研究所の両者の研究・教育の機能を総合的に高めることに対する抜本的な方策の一つとして、全教員がいずれかの研究所に配属されて研究に従事し、同時に全教員がいずれかの学部にも所属して教育に当るという考え方があり得るが、またこれに類似のものとして、大学の教員が研究と教育とのためにそれぞれ別の組織を構成して、その二重の組織を重ねて大学を構成する方法があげられ、いわゆる「筑波新大学」構想の研究による系区分と教育のための群区分とを重複させる考え方は、これに当たる。

上記のような抜本的な改革方式は、他にもあり得よう。しかし、それらの提案のためには、事前の十分な検討を行わねばならない。また、このような改革を採用し得るケースは、現時点ではきわめて稀であろう。さらに、それが可能であるとしても、最善の解決でない場合もあり得る。したがって、この種の抜本的な改革を考えるまえに、学部・研究所の両者について、ともに現状に近いものを想定し、大学の使命達成のために両者の協力をいかにすべきかという点についてまず検討すべき

である。

この問題の検討に際しては、学部・研究所ともに、“大学の使命達成”をより高度に実現することを目標とする大乗的立場から協力すべきことはいうまでもないが、研究所は、その設置目的・組織原理・運営等の実態がきわめて多様であることを十分に認識し、画一的な結論ではなく、多様な可能性を打出す努力をしなければならない。

また、研究所では、その運営の諸要素が有機的にかかわりあっている程度が強い場合が多いので、何らかの変革が加えられた際に受ける影響は、学部にくらべて大きい場合がある。したがって、前記の多様性と相俟って、改革の対象として困難な要素を持っており、学部との協力量針を打出すためには、個々の研究所の設置目的とその研究活動との特殊性に対する十分な理解を基礎とすることが必須の要件である。

(1) 研究協力の意義と方法

研究所が長期的に継続して行っている研究、一時期集中的に行うプロジェクト研究のいずれの場合にも、多くの専門分野にまたがる多数の教員の協力を必要とするのが通例である。このような場合に、学部教員中に適任者があれば、その参加を積極的に考えるのが望ましい。その場合、研究所としては、当該研究所内には欠けている専門分野の研究を補強し得る利益があり、とくに境界領域における研究の際に大きな貢献が期待される。また、学部教員にとっては、他の専門分野との協同研究により、新しく研究を発展させる機会が得られる。なお、このような場合、研究協力のための特別の研究予算が設けられるような制度ができれば、研究上の利益は一層大きい。

この際の身分上の取扱いについては、“併任”とすることも考えられるが、併任に伴う権限と義務とは、研究遂行上とくに大きな意味はないと考えられ、また、それにともない若干の管理的業務の負担が新たに生じるので、〔研究担当〕* 等の研究

*〔研究担当〕は仮称であって、現在制度上あるものを意味しない。

に専念し得る身分とすることが多くの場合好ましい。しかしながら、特定の大学の枠を越えて国立の他大学へ、さらにまた公私立の大学へも適用し得る自由度が望ましく、その身分については、それぞれの場合に最適の方式を打出す方針をとる必要がある。

研究協力者の研究の場所については、研究所内に受入れることが研究遂行上必要な場合と、本務の場所の固有の研究室で研究を行うことが研究能率を一層高め得る場合との両者が考えられるので、いずれも実行可能とすべきである。

また、最近では、学部においても協同研究が行われる傾向が増大してきているが、その研究に適任でしかも協力可能な教員が研究所にいる場合には、協力を奨励する方向で考えるのが適切であろう。

(2) 教育協力の意義と方法

大学に設置された研究所は、広い意味では、大学における教育の任務を持つということを前提として教育協力の問題を考える。ただし、この場合でも研究所の設置目的にかかげられた研究の任務が優先することはいうまでもない。

研究所として最も容易に教育に参加し得る方法としては、第1に、実際の研究の場において研究を行わせることを通じての教育があり、第一線の研究が活発に行われている研究所はそれに最も適した場の一つでもある。大学院の博士課程の教育及び修士課程の教育の一部と、外部からの派遣研究員の教育は、これに当たるものといえよう。

教育参加の第2の方法としては、学部の講座にはなくて研究所の部門にのみある専門分野についての講義を、研究所教員が担当することである。学部の講座は、学部学生の教育のために必要な基本的な分野を主として組織されているが、研究所の部門には、科学の進展に対応するために、新しい専門分野あるいは境界領域の専門分野など特殊のものが少なくないので、これらの分野における講義が要請される場合には、当然研究所教員中に適任者があるはずである。この種の講義の要求があるのは大学院修士課程である場合が多いと考えられる。

教育参加の第3の方法は、学部教育の講義を研究所の教員が担当することである。学部学生に対する講義は、学部の講座に含まれる基礎的なものが主であり、学部の講座にない特殊の専門の講義を組入れる必要は多くない。また、研究所教員には、研究所の設置目的にかかわる研究に力を注ぐべき義務があるので、研究所が、組織あるいは機関として学部教育に協力するのは、一般的には適当でない。学部教員中に担当者が欠けている際に、研究所教員が本務と両立する範囲内で、個人の資格で講師等として協力することも適当であろう。

博士課程以後の研究者の育成、発展途上国の研究者の研修等については、むしろ、研究所が主体となって教育活動を行うのが適切な場合が多いと考えられ、人事の交流と併せて検討されるべきであろう。

(3) 人事交流について

上記の研究協力及び教育協力の項で提案した学部と研究所との協力については、いずれも、教員が各個人の所属機関に所属したままで協力することを想定し、その所属を変えることは含んでいない。しかし、このこととは別に、学部から研究所へ、あるいは逆に研究所から学部への人事交流についても、現状よりは大幅に促進すべきであろう。したがって、両者間の人事交流が活発に行われるよう学部と研究所との間の協力連絡を増進するための何らかの制度を設けることも、十分、研究に値するであろう。

4. 大学院教育に対する附置研究所の在り方

大学院は、学部あるいは研究所に附属する組織としてではなく、これらとは全く別の独立した組織でなければならない。この原則はあらゆる大学で久しく主張されてきたところである。現在まで、大学院独自の事務組織・建物・研究施設等がなく、学部のそれを使用しているために、学部の教育が圧迫され、また大学院の教育が不満足な条件のまま定着してしまっていることに対する批判があり、それが上記の原則が強く主張される直接的理由でもある。

しかし、それとは別に、大学院教育の理想の形は、大学院学生を学部時代の学部・学科の枠の中にしばりつけることなく、学部・学科の枠とは無関係に新しい専攻の組合わせを選ばせて、新しい学問への進路を開かせることにあり、そのためにも、大学院を別の独立組織とすることが必要とされるのである。

大学院教育に対する附置研究所のあり方を明らかにするため、あるいは、大学として大学院教育に学部と附置研究所との両者を総合して有効に活用するためには、上記の前提、すなわち独立組織としての大学院の実現を、まず強く主張しなければならない。

次に、研究所の側から大学院教育について見れば下記の点が特記されるべきであろう。

さきに研究所の教育協力の意義と方法（3—(2)）の項で述べたとおり、研究所の持つ本来の性格が大学院教育に通じている面はきわめて多い。すなわち大学院学生は、1) 活発に行われている第一線の研究に接することができる。2) すぐれた研究施設を使用できる。3) 新しい研究分野である境界領域や総合分野の研究指導を受けやすい。さらに、4) 学部にはない専門分野があり、大学院学生の将来の研究分野としては重要なものである場合が少なくない。5) 研究所としては大学院生を受入れれば若い研究者が増したのと似た効果があり、キメ細かい研究が可能となる。6) 学部教員組織と研究所の教員組織との協力により、一層強力な研究科あるいは専攻を構成し得る。

その半面、研究指導のため負担が若干増えることは避けられない。また、一つの研究科もしくは一つの専攻としての範囲について均衡のとれた一組の講義を準備することは、研究所にとって大きな負担となる可能性があり、また、専攻単位的全講義を準備し得る研究所は数少ないであろう。

上記のように、一般的には、研究所は大学院教育にきわめて適した性格をもつが、個々の研究所については、その設置目的と組織原理とによって、研究所を構成する教員の専門分布のパターンに甚だしい差異があり、学部の少数の講座に相当する学問領域を多数の部門で密度濃くカバーし集中的に研究しているものがある反面、特定

の目的に関して数学部にまたがる専門分野を選択的に設置している研究所もある。また、最も適切と考えられる指導方法は、学問の種類に応じてきわめて多様である。さらに研究所の規模も大小様々である。

このように、大学院教育に対する研究所のあり方に関する結論を導く際に考慮すべきあらゆる要件について、現存する研究所の状況はきわめて多様である。したがって、大学院教育における研究所のあり方は、画一的な型にはめることなく、個々の大学及び個々の研究所の特殊事情を基本として、自主的に選択することをもって基本方針とすべきことを、強く提案する。

上述のように、大学院教育における研究所のあり方の探求に際しては、大学院を学部・研究所と別の独立組織とすること、研究所の多様性に応じて大学院への参加方式も多様化すべきこと、この両条件を基本としなければならない。この考え方の一つの極限は国立大学協会の大学運営協議会のまとめた（第2次）大学問題に関する調査研究報告書において提案された「研究院」もしくは「科学院」の構想である。これにくらべて、現在の大学にとってより容易に受け入れられるものとしては、単一あるいは複数の研究所のみで一つの研究科を構成するという方法であり、さらに実現の容易なものとしては、学部と研究所とで協同して構成する研究科の中で、研究所教員が主として担当する専攻を置く方法がある。また、上記の両者の場合について、修士課程は設置せず、博士課程のみを置く場合も考えられよう。

なお、これら以外に、現存の大学院の大多数と同様に、学部と研究所とが協同して研究科を構成する場合があります。これが最も多数になる可能性があるが、この場合にも、大学院は学部・研究所とは別の組織であるという原則を採り入れて、学部・研究所の教員はすべて平等の立場で参加すべきであり、院生の定数等の条件も等しくすべきである。

5. 研究交流の意義と方法

(1) 研究交流の意義

研究所においては、その設置目的に沿った長期的なプロジェクト研究、特定の課

題を集中的に研究する短期のプロジェクト研究あるいは協同研究等が行われている場合があり、そのような場合には、そのために設置された複数の部門の協力が行われている。この点、学部における研究において講座間の連繋が必ずしも前提となっていないという従来の姿と異なっている。

研究所自体が、プロジェクト研究を遂行するために必要とする各種の専門分野の研究者をすべてその中に包括しているとは限らない。むしろ、逆に、問題の大型化や研究手法の多様化という傾向からその時々によつて所外の研究者の協力あるいはそれとの研究交流を必要とする場合が増えてきている。他方、学部の教員にとっては、その研究内容が他講座の同僚のものよりも研究所の構成員のそれに近い場合には、研究所との研究交流が研究の推進に役立つところは大きいであろう。

一般に、研究交流が学問の進歩発展を刺激・促進し、研究のために不可欠の要素であるということは指摘するまでもない。しかも、上記の通り研究所及び学部教員の両側面においても、研究交流への直接的要求はますます強くなっているのが実情である。

一方、研究所は、研究交流の拠点として適した性格を持っている。すなわち、研究所が採り上げたプロジェクト研究については、得られた研究成果と知見とは多数の研究者の努力を結集したものであり、質量ともに充実しているので、研究所外の参加者に供与できるものが少なくない。また、そのための研究施設は、講座単位の研究施設に比較すれば格段に充実しているのが普通であつて、研究所外の研究者にとっては、その利用によつて得られるものが少なくない場合がある。また、研究所の組織と運営とは協同研究を行うのに適している点も、実際上の効果としては見逃し得ない。

また、研究所においては、プロジェクト研究の持つ特殊性のために、年月の経過に従つて研究活動が固定する危険が内在している。それを避けるためにも、研究者の交流の意義は小さくない。

(2) 研究交流のために改善すべき事項

(ア) 国際交流

研究交流は、外国の研究機関へのわが国の研究者の参加もしくは留学を通じてある程度行われているが、それとても十分なものでなく、とくにわが国の政府予算によってまかなわれているもののみを対象とすれば、はなはだしく不十分である。さらに、外国人研究者の招聘に至っては、全く意に任せない状態にある。このことは、研究を国際レベルで進展させる上の大きな支障であるばかりでなく、言語の障壁と相俟って、わが国が、研究を通じて世界の文化に貢献することをいちじるしく困難なものとしている。

わが国の研究所における受入れ体制、すなわち客員教授・研究員などの身分の確立、研究室や宿舍の確保等を欧米のそれと等しい程度まで実現し、また、予算措置、すなわち旅費・滞在費・研究費等の単価を妥当な金額にするとともに、人数を画期的に増員し得るだけの予算を計上するなどの格段の改善が行われなければならない。

(イ) 国内の研究機関及び研究者との研究協力

このことについては、すでに共同利用研究所が設置されており、同一専門分野の研究者がその施設を共同利用することを通じて、研究交流が行われる道は開かれている。したがって、この方式による研究交流は、既設の共同利用研究所での研究交流経費の不足などの若干の問題点の解決により改善し得るものである。現存の共同利用研究所の中には、創設後10年余を経過したものがあり、さらに、学術会議が設立を勧告している共同利用研究所の数も30余にも達している現在は、共同利用研究所の上記の問題点を検討し、改善するには適当な時期といえよう。

しかし、このことのみにとどめず、共同利用ではない附置研究所にも、研究協力もしくは研究交流の実をあげるための制度上・予算上の措置を導入することが必要である。これについてはさきに（3—(1) 研究所と学部との研究協力）すでに触れたが、客員部門もしくは〔研究担当〕等の流動的な研究体制の長所を活用して、研究所外の多数の研究者が研究所で行われている研究に必要な応じて協力し得るようにすることが、学術の速かな進歩に応じてプロジェクト研究を進めるために重要な制度である。したがって、これを設けるとともに、その運営を円滑

にするための方策を立てる必要がある。

なお、研究所を拠点とする研究交流には、研究所が附置されている当該大学ばかりでなく、他の国立大学の研究者はいうまでもなく、公立・私立大学の研究者についても、また同水準の交流を可能とする方途が講じられなければならない。

(ウ) 学問領域の異なる研究機関及び研究者との研究協力

学問領域の異なる、たとえば、工学と医学あるいは工学と農学等の両分野間の研究機関・研究者の協力は、今後はその重要性が一層増すものと考えられる。同一大学内において研究所が、異領域と目される学部・研究所の研究者の協力を求めることは、制度上は可能である。しかし、現状ではその実現は関係者の積極的な努力にまつこととなっている。将来は、大学としてこれを勧奨する姿勢を打出した制度を制定することが望ましい。

特に、当該大学外からこの種の研究協力を求めることは、予算上の問題等があり容易ではないが、業務上の隘路を打開して、研究協力・交流ができるようにしなければならない。

6. 研究所の機能向上のための重点項目

(1) 研究所の専門分野あるいは部門の更新

研究所は、その設置目的に掲げられている使命をはたすために、必要な部門から構成され、それらが協力して研究を遂行している。しかし年月の経過とともに、既存の部門中にはその必要性が薄れあるいは学問としての将来の発展性が弱まるものがあり得る。また研究所としての重点の置き方が変わり、そのために役割が縮小してくる部門もあり得るであろう。

一方、研究所においては、学部の講座のように特定の専門分野を維持する必要はない。したがって、このような場合には、旧部門を廃止して学術の新しい発展に応じ得る新しい部門への脱皮・更新を行うべきであって、それに伴い必要となる設備新設のための予算措置が行われ、また研究所側でも弾力的に体質改善をし得るような慣行を樹立すべきである。

(2) 大型・新鋭研究設備の新営・更新の促進

大学附置研究所は、創設の際には、ある程度の設備の充実が可能な程度の予算が配当されるが、それ以後の設備更新予算が少ないために、年月の経過に伴い研究設備の老朽化が起る。また研究方法の進歩に即応し得る新鋭設備設置のための予算の配当が不十分なため、年を追うて研究効率が低下する傾向がある。

研究所の基本的研究施設・設備については、更新と新鋭化のための予算的措置を講ずべきである。

(3) 高度の専門技術職員の確保

科学の進歩に従い、研究施設の大型化と高度化とが進み、これらの特殊の研究機器を適正に運転して測定を行うためには、高度の専門技術を必要とするようになり、研究者が自己の研究の準備作業として担当する従来の方法では、到底十分な結果が得られないような場合が増えて来た。

また研究所の業務中には、大規模・精密・長期継続などの条件に該当する観測・測定が含まれている場合が少なくない。あるいは、高度の管理技術を要する動物実験も医学生物系研究では不可欠である。さらにまた、資料操作・図書館業務も重要な役割をもっている。これらは高度の専門技術を持つ技術者が継続的に担当してはじめて成果の得られるものである。

これらの高級技術者は、研究所において今後ますます必要性を増すものと考えられるが、大学外の社会では、この種の高級技術者は大学に較べてはるかにすぐれた条件で雇傭されていて、現状では、大学附置研究所にこの種の人材を確保することは困難である。

高級専門技術者の確保をはかることは緊急な要件であって、1～3等級の技官の定員を新たに設け、4等級技官の大幅増員をはかる等の措置を早急に具体化するとともに、行政職中の事務官未分離のままの格付けを改め、技術職員の明確な格付けを打立てるべきである。

(4) 研究補助員の画期的増員

現在各研究所の当面している問題の中でも最も大きな問題は研究補助員の不足である。臨時職員の採用という非常手段を講じてまで人手不足を補っている研究所が多数あることは、研究遂行上いかに研究補助員が必要であることを示している。

研究補助員を大幅に増員する措置を早急にとらねばならない。